

2020年 地方議会特別セミナーin 姫路

『議員の資質向上と政務活動費活用策』

講師：自治体議会研究所 代表 高沖秀宣 氏

時：2020年8月5日 13:30～16:30

場所：姫路市民会館5階第11会議室

セミナー参加者：西脇市議会（5名）

中川正則 村井正信 岡崎義樹 近藤文博 村井公平議長

他 加東市議会（1名） 姫路市議会（6名）

<講演内容>

第一講 議員の資質向上

- I 議会の役割・機能
- II 議員の役割・資質
- III 「二元代表制」と「議会改革」
 - (1) 「二元代表制」について
 - (2) 議会改革について

第二講 政務活動費活用策

- I 政務活動費とは何か
 - (1) 地方自治法の規定
 - (2) 調査研究その他の活動 経費の範囲について条例で定めること
 - (3) 使途の透明性の確保
- II 政務活動費の適正な運用
 - 使うことが目的ではなく、議員活動の成果を挙げるための支援措置
- III 政務活動費と政策立案
 - (1) 政策立案能力
 - (2) 施策立案、課題を解決するための有効な政策をまとめること
- IV 政務活動費をめぐる問題点

1. 議員の資質向上について

議会の役割は、議事機関として設置されていることにより、多様な民意を反映した審議・熟議を十分に行うことにより議決責任を認識することが肝要で、さらに首長・執行機関に対し、相互の牽制と均衡に立った監視機能を果たすことである。そのために「議員力」及び「議会力」を常に強化せねばならない。

「議員力」とは、市民目線で様々な課題を捉え、それらを解決するために備えておくべき議員としての能力であり、「議会力」とは二代表制の一翼を担い、市民の負託と信頼に応えていくために備えておくべき機能である。

従って、議員は特定の分野に関する高い専門的知見をもち、地域の課題把握や情報収集に努め政策提言・政策立案を行うことが求められている。自らの日頃からの自己研鑽はもとより議会として、あるいは委員会としてもその専門性の向上を高める研修等は必要である。

2. 政務活動費活用策について

政務活動費とは、議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し交付することができる。地方自治法 100 条の中に規定されている。中でも、その他の活動は、あくまで調査研究につながる活動と解釈すべきであるとの指摘があった。

政務活動費は、あくまでも議員活動費の一部であり、かつ、政策提案、委員会提案、議案修正等のための調査研究費として使用すべきであり、課題と関係ない自己研鑽などは議員報酬で対応すべきである。常に市民に対して必要性・合理性の説明責任を負うものであることの自覚が必要である。活動費の多寡は必ずしも議会改革とは連動しないが、西脇市は少ないのでは？

以上

今回のセミナーで、「議会は住民の代表機関であり、議決機関であるとされる。合議制の住民代表機関であることから、多様な民意の反映が求められており、議会は、いかに民意を反映できるかが大きな課題である」とも言われています。

議会は、監視機能を担う必要性や執行機関の牽制と均衡などの重要性を深く受け止めていくべきだと思います。

また、審議・議決・議案提出を通じた専門的事項にかかる調査、条例制定・改廃や予算の議決権など、本当に市民のためになっているのか等についても考えさせられました。

よって、議員の資質向上については、執行機関に対する監視機能・政策形成機能・政策立案機能である議会力と市民の立場からの様々な問題や課題解決に必要な議員力を強化していくべきでしょう。

次に政務活動費については、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付できる」とあります。

そのことから、常に市民に対して説明できるようにすることが重要であると思います。

そして、使途基準などを明確にし、収支報告書や領収書などをホームページに公開することが必要であり、市民に問われても説明できるか、それが議員の責任であるとも言われています。

よって、政務活動費の適正な運用として、政策提案や政策立案できるように調査研究に生かすべきだとも言われたので、今後はそれらのことを考えて使用するべきでしょう。

以上

所感

村井 正信

自治体研究所代表の高沖秀宣氏が講師をされるセミナー（受講者が積極的に参加し、あるテーマに対して意見交換を行ったり討論をする）に参加した。

講師は、2002年から2011年まで三重県議会事務局に在籍され、議会改革に取り組まれたとのこと。その経験を踏まえて、二つの課題（議員の資質向上と政務活動費活用策）について、そのあるべき姿と「議会として」の取組を述べられた。

議員の資質向上については、議員として、そして意思決定機関の議会として政策立案機能などを強化することの重要性を訴えられた。特に二元代表制の基での議会は、市長の承認機関ではないとの見解は納得できた。高沖氏は市長部局の県職員でもあったことから、議案作成にも携わっておられ、その経験からの話では、議案そのものは必ずしも完全なものでなく、市民の声を聞いている議員が、市民にとってより良くしていくために議論し、修正もあるべきとのこと。特に予算は、議会としての政策立案機能の発揮として、修正をしていく方がより良い議案になるとの意見には大いに賛同した。また、高沖氏は一般論として与党立場の議員は、議案がそのまま通るように議論をしようとしないと仰っていたが、議論に参加しないとそういうことなのかと痛感した。

西脇市議会は議会改革度日本一とのことであるが、意思決定機関や政策立案機能などまだまだ十分とはいえないと考える。市民の声を踏まえた議員同士の熱い議論で議案をより良くしていくように努力したい。議会において、議論の重要性について理論的に把握できたことは成果と感じる。

政務活動費についての講師の認識は、調査活動に使うものであり、その他の活動についてはごく限られた内容になり、例えばJ I A M（全国市町村国際文化研修所）の研修も議

員報酬で参加すべきである。政務活動費を使用した内容については、どのように調査研究に生かしたのかの説明責任を負うとのことである。

講師は県議会の事務局にいらっしゃったので、県会議員の報酬を想定されているのであろうかと考えられるが、町議員の報酬は17～18万円の議会もあり政務活動費を使わざるを得ない議会も多くある。その人にJ I A Mへの参加は報酬を使う、というのは議員にとって大分厳しいのではないだろうかと疑問を感じた。また、市民のなかには議員や議会が何をしているか分からないと感じている人も結構いると思うが、知ってもらう方法として議会よりは当然であるが、議員個人や会派の会報で議会の現状を知らせることも大切なことと考える。その場合に政務活動費を使えるようにすべきと考える。

講師の話は、理論だった内容であり理解できたが、現状の中で政務活動費については、市民への説明責任を果たすことを前提に間口を広めることも必要と考える。

所感

中川 正則

第1講では議員の資質向上について、議会の役割・機能、議員の役割・資質等詳しく説明いただいた。今回の調査目的に掲げた政務活動費について関連したところを抜粋してみると、住民の代表機関として議会がいかにか「民意」を反映できるか、議決機関としての条例や予算の議決、長その他の執行機関に対する監視機能、議事機関として政策形成機能を担う。こうした機能を充実させるための専門性は議会が有していればいいのだが、議会機能を発揮するためには議員の専門性を高めるための研修等を絶えず行い、公聴会や参考人制度の活用を図りながら議会の専門性を高める。政務活動費の使途の範囲を考える上で十分な考慮が必要と思える。

第二講の政務活動費の適正な運用のなかで西脇市議会として心がけることとして

1. 使うことが目的でなく何のために使うかの認識を十分に持つ。
2. 住民福祉の増進のため、どのような議員活動を行うか先に決める。
3. 政務活動は実費弁償を旨とするべき。
4. 委員会、議員派遣のように公務出張ではなく、議員が自発的に行う。
5. 政務活動費は概算払いの預かり金である。
6. 収支報告は会計報告だけでなく、活動の成果報告である、住民にその成果を示すこと。
7. 議員活動を積極的に行うことを前提で調査する。本会議の質問や委員会調査、住民意見の把握や行政問題に対する解決策の模索などの政務活動にどのように活用するか。

このたびの聴講で政務活動費について改めて感じたことは使途の範囲についてである。これからの西脇市議会が取り組まなければならない議会機能を充実させるためにも公聴会の実施や、専門的知見の研修等に調査費としての活用ができるのか、政務活動費の見直しを通じて検討する必要がある。

所感

村井 公平

今回のセミナーでは、『議員の資質向上と政務活動費活用策』の研修を受けました。議員の資質向上については、従来からの研修や議会活動の中でいろいろと勉強したことであり、今回は特に当議会で課題となっている政務活動費について注力致しました。

地方自治法第 100 条第 14 項

議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第 15 項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第 16 項

議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

これら地方自治法の規定により交付されているが、どのような経費の範囲を条例で定めるかについて、それぞれの議会において適切に判断をしていくべきであるが、あくまで議会の議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付するものであることから、政党活動、選挙活動、後援会活動及び私人としての活動のための経費などは、条例によっても対象にすることができないと教えられた。現在検討中の当議会の政務活動費の使途基準について反映をさせたいと思っている。

政務活動費の適正な運用とは。

- 1 議員活動の成果を挙げるための支援措置で、何のために使うのかの認識をもつ。
- 2 実費弁償を基本とすべし。旅費規程にある日当等は不要である。
- 3 政務活動費を使っていく視察は、議員が自発的に行うものとの認識が重要

- 4 収支報告は、会計報告だけでなく、活動の成果報告であることを認識し、当市議会では、視察については報告しているが、書籍等の購入についても何を学んだか成果報告が必要

今回の研修において、以上の特記する事項について今後の取組を強くすることを感じた。今後の政務活動費についての際にはこれらのことを反映させていきたい。